

政令 第百五十号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百五十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十五条第四項」を「第十五条第一項」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中

第二十五条の十七第二十六項	の額	の額及び復興特別所得税の額
---------------	----	---------------

を

第二十五条の十七第十二項、第十五項及び第十六項	所得税	所得税及び当該消費税に係る復興特別所得税
第二十五条の十七第十七項	所得税に係る	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税に係る
	の規定の	並びに特別措置法第十七条及び第十八条の規定の
	同法第二百二十条第一項	所得税法第二百二十条第一項
第二十五条の十七第三十一項	の額	の額及び復興特別所得税の額

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十三条第二項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法（昭	第四百四十四号	徴収された所得税	徴収された所得税及び東日本大震

和四十年法律第三十四号)			災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税
		その額	それらの額
		同法第二百十五条	所得税法第二百十五条
		特例)	特例) 又は特別措置法第二十八条第四項
		同項	所得税法第二百十二条第一項又は特別措置法第二十八条第一項
		みなされる同法	みなされる所得税法
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）	第百四十条の二第一項第一号	対する所得税	対する所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
	第百四十条の二第一項第二号	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
	第百五十五条の二十六第一項	第百四十条の二第一項	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第百四十条の二第一項
	第百五十五条の二十六第二項	第百四十条の二第一項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた第百四十条の二第一項第一号（次項及び第百五十五条の四十

			四第一号において「読替え後の第四百四十条の二第一項第一号」という。）
		、同号	、第四百四十条の二第一項第一号
	第百五十五条の二十六第三項	第四百四十条の二第一項第一号	読替え後の第四百四十条の二第一項第一号
	第百五十五条の四十四	第四百四十条の二第一項第一号	読替え後の第四百四十条の二第一項第一号
		掲げる所得税	掲げる所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税
		第四百四十条の二第一項第二号	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えられた第四百四十条の二第一項第二号
租税特別措置法	第四十一条の十二第四項	徴収される所得税は	徴収される所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収される復興特別所得税は
		所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税及び復興特別所得税
租税特別措置法施行令	第二十六条の十第三項	所得税と	所得税及び復興特別所得税と
		同条第三項	同条第三項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施する

		ために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二項
	所得税の額	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の額
第二十六条の十一第一項	所得税と	所得税及び復興特別所得税と
	控除する所得税の額	控除する所得税及び復興特別所得税の額
	当該所得税の額	当該所得税及び復興特別所得税の額
	所得税の税率を乗じて計算した金額	所得税の税率を乗じて計算した金額及びその計算した金額に特別措置法第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税の税率を乗じて計算した金額の合計額
	その所得税の額	その所得税及び復興特別所得税の額
	次条第一項	次条第一項及び特別措置法第二十八条第三項（第二号に係る部分に限る。）
	法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令
第二十六条の十一第二項	徴収された所得税の額	徴収された所得税の額及び特別措置法第二十八条第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された復興特別所得税の額

		同条第四項	法第四十一条の十二第四項
		、同法	、特別措置法第三十三条第二項の規定によりみなして適用する法人税法
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令	第三条第九項	所得税が	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税が
		租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた租税特別措置法施行令
		金額から	金額から復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される
		法人税法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第二項の規定により読み替えられた法人税法施行令

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等に関する経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第一百五十五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第二項に規定する政令で定める配当等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百一条第一号に掲げる外国法人が支払を受ける所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第五号イ及びロに掲げる配当等で、その者の法人税法第四百一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて同法第二条第一号に規定する国内において行う事業に帰せられるもの以外のものとする。